各位

株式会社 北洋銀行

投資信託・公共債取引のお届出印廃止について

北洋銀行では、お客さまの利便性向上・お手続き簡素化のため、2024 年 10 月 1 日 (火) から投資信託・公共債の個人取引におけるお届出印を廃止いたします。

1. お届出印の廃止

すでに北洋銀行で投資信託・公共債口座をお持ちのお客さまのお届出印のご 登録を廃止いたします。また、今後、投資信託・公共債口座を開設されるお客 さまのお届出印のご登録も不要となります。

2. お手続き

投資信託・公共債口座における個人のお取引については、お届出印に代わって、 で、 顔写真付き本人確認資料をご提示いただきます。

顔写真付き本人確認資料をお持ちでない場合、本人確認資料に加え、当行の「キャッシュカード」または「お通帳」をご提示いただきます。

3. 実施日

2024年10月1日(火)

以上